

# ごみ処理施設建設に伴う 地域住民説明会資料

富士・東部広域環境事務組合

構成市町村

[富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、道志村、西桂町、忍野村、  
山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村]

# 目次

- ▶ 1. ごみ処理広域化の経緯について
- ▶ 2. 構想の目的
- ▶ 3. 基本方針
- ▶ 4. ごみ発生量の実績
- ▶ 5. ごみ減量化等
- ▶ 6. 搬入車両の見込み
- ▶ 7. 広域ごみ処理施設の施設規模
- ▶ 8. ごみ処理方式の抽出
- ▶ 9. 配置・動線計画
- ▶ 10. 公害防止基準の設定
- ▶ 11. 災害・事故対策
- ▶ 12. 概算事業費
- ▶ 13. 事業スケジュール

# 1. ごみ処理広域化の経緯①

富士・東部地域の現有施設の状況について

施設の外觀・名称					
	山中湖村クリーンセンター	富士吉田市環境美化センター	大月都留広域事務組合 またの森クリーンセンター	上野原市クリーンセンター	静岡県内民間焼却施設
稼働開始年	平成3年	平成14年	平成14年	平成9年	
処理能力	45t/日	170t/日	104t/日	40t/日	
構成市町村	山中湖村	富士吉田市 西桂町 忍野村 富士河口町	大月市 都留市 道志村	上野原市 丹波山村 小菅村	鳴沢村
出典:	山中湖村ホームページより	富士吉田市ホームページより	大月都留広域事務組合ホーム ページより	上野原市ホームページより	

富士・東部地域の施設の内、最も古いもので稼働後31年を経過している施設がある。  
山梨県において、この富士・東部地域の4施設を集約する「ごみ処理広域化計画」が策定された。

## ごみ処理広域化の経緯②

### 国・県の動き

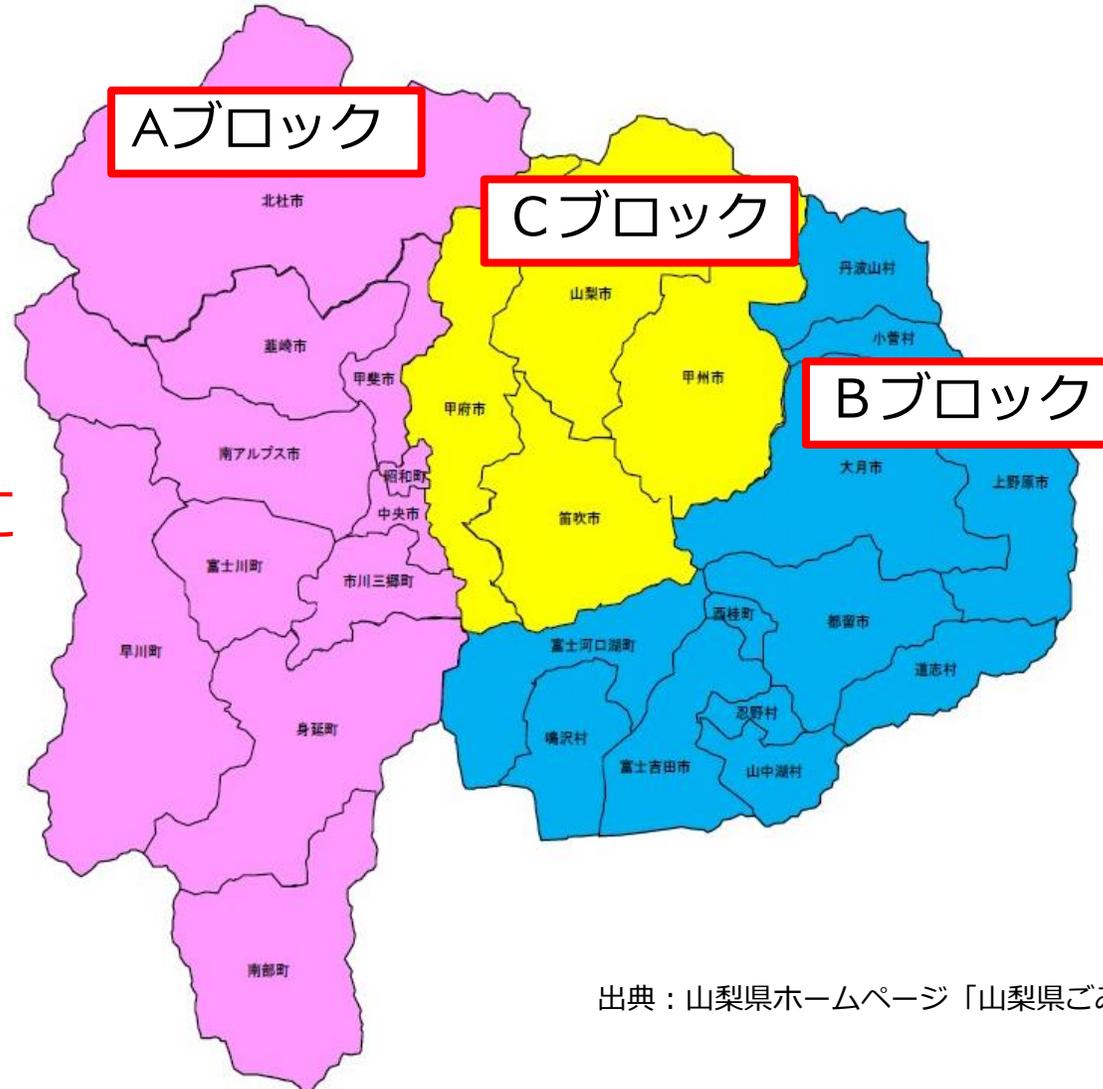
国⇒ 平成9年に「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」を新たに策定し、今後の恒久対策として、小規模なごみ処理施設を高度な処理機能を有する大規模施設へ集約する方針を示し、更に平成25年には「廃棄物処理施設整備計画」において他の市町村との連携による広域的処理の促進や、焼却施設からの熱回収の確保、非常災害に備えた災害廃棄物処理体制の整備促進などを図ることとしている。

山梨県⇒ 国の方針を受け、平成11年に広域的なごみ処理を行うため、連携する市町村（ブロック）を設定し、計画期間中に広域処理を行う施設等の基本的な整備方針を示した「**山梨県ごみ処理広域化計画**」（計画期間：平成10年度～19年度）を策定した。この計画は10年を1期間とし、平成30年に3度目の広域化計画（計画期間：平成30年度～令和14年度）を策定した。

# ごみ処理広域化の経緯③

## 山梨県内のごみ処理広域化計画

県内を3ブロックに分ける



出典：山梨県ホームページ「山梨県ごみ処理広域化について」

# ごみ処理広域化の経緯③

## 山梨県内のごみ処理広域化計画

### Cブロック：

甲府市、笛吹市、山梨市及び甲州市で構成する甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合が事業主体となり、笛吹市境川町に「甲府・峡東クリーンセンター」が新たに整備され、平成29年4月から稼働を開始した。

**3施設が1施設に集約化された。**



# ごみ処理広域化の経緯③

## 山梨県内のごみ処理広域化計画

### Aブロック：

中巨摩・峡南・峡北地域の11市町は、令和13年4月1日までの共同処理の開始を目途に、令和2年2月中央市浅利地区を建設予定地として新たな一部事務組合「山梨西部広域環境組合」が設立された。

**3施設を1施設に集約化の予定。**



# ごみ処理広域化の経緯③

## 山梨県内のごみ処理広域化計画

### Bブロック：

富士北麓・東部地域の12市町村は、令和14年4月1日の共同処理の開始を目途に、令和4年2月西桂町小沼米倉地区を建設予定地として、新たな一部事務組合「富士・東部広域環境事務組合」が設立された。

**4施設を1施設に集約化の予定。**



## 2. 構想の目的

広域ごみ処理施設の整備について、長期的かつ総合的な視点に立ち、広域処理に係るごみ処理の発生から最終処分に至るまでの基本的な事項の方向性を定めるとともに、今年度に予定している環境影響評価方法書策定の根拠となる広域ごみ処理施設の諸元を取りまとめることを目的とする。

広域ごみ処理施設



### 3. 基本方針

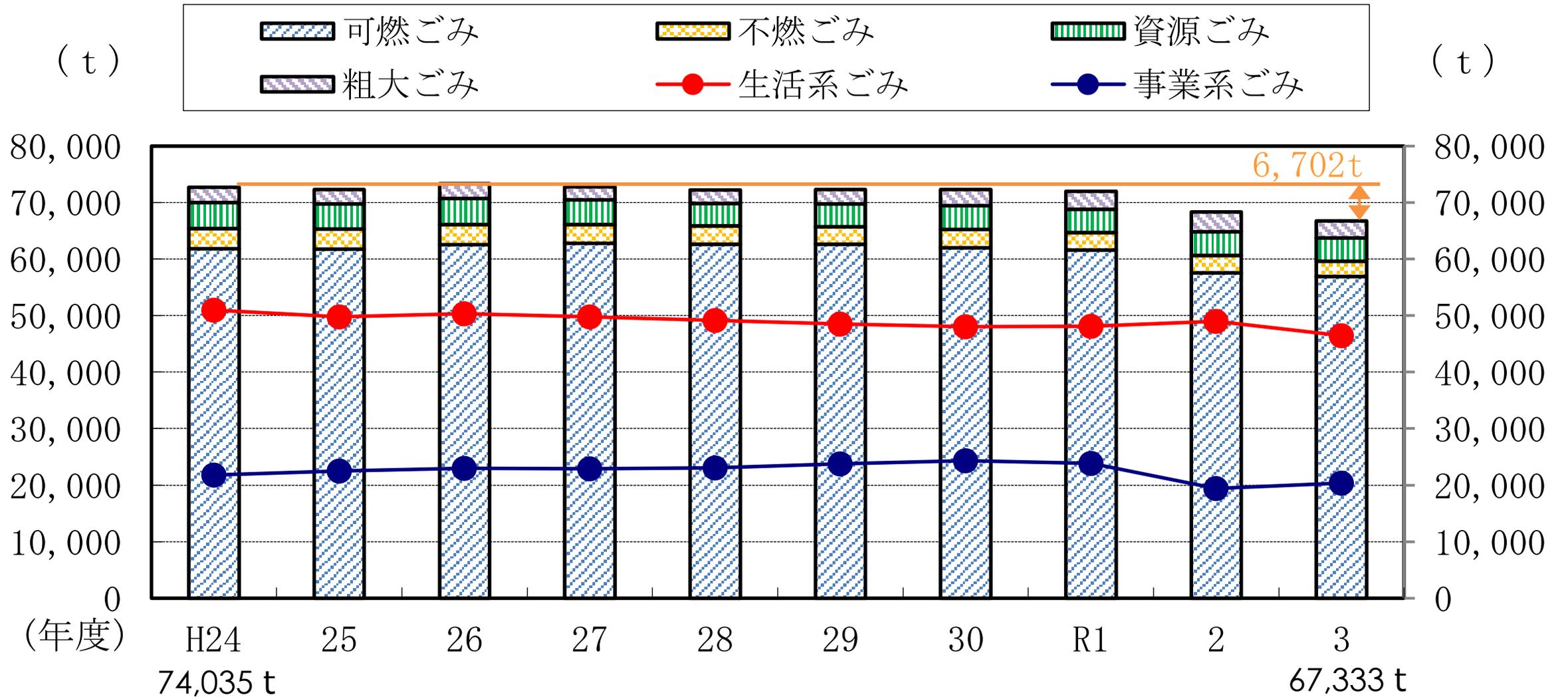
本基本構想は、SDGSの17の開発目標のうち、次の目標と関連付けています。



- ①安全・安定的かつ衛生的な中間処理を行う。
- ②環境負荷の軽減を目指し、周辺の自然環境や生活環境など環境保全に十分に配慮した施設とする。
- ③施設規模は将来のごみ量及びごみ質の変化に十分対応できるものとする。
- ④災害発生時においても、施設の機能を維持するとともに、災害廃棄物の処理にも対応できる施設とする。

- ⑤**施設は、最新の技術と設備機器を導入するほか、施設内外の安全に配慮したものと**  
**とする。**
- ⑥**建設費及び維持管理費を含めた全体的な費用の縮減を図る。**
- ⑦**施設の維持管理が容易な方式とする。**
- ⑧**場内で発生する排水は、雨水及び生活排水を除き、無放流とする。**
- ⑨**建物及び工作物は、施設内の維持管理スペース及び作業動線を十分に確保すると**  
**ともに、外観も周囲との調和を十分に保つ意匠とする。**
- ⑩**建築物は、仕様及び構造を十分に検討し、長期間の使用に耐えうる計画とする。**
- ⑪**施設見学や環境学習の場の提供など、多様な活用による環境教育機会を創出する。**

# 4. ごみ発生量の実績



## 5. ごみの減量化等

### ○ ごみの減量化・発生抑制等

構成市町村ごとに目標値を設定して、収集体制の見直しや資源化についての普及啓発、又は有料化などの手法により、ごみの減量化等に取り組みます。

### ○ ごみの分別

令和4年4月に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」を踏まえ、新たにプラスチックの資源分別を計画しています。

継続して検討する

## 6. 搬入車両の見込み

各市町村における令和3年度の搬入実績に変化が生じないと仮定した場合の1日あたりのごみ焼却施設平均搬入台数（可燃ごみのみ）は、以下のとおり。

平均 = 338台/日      1時間平均 = 57台/時（※）

※：1時間平均は、施設への搬入時間を6時間として算出

平均の338台の場合、搬入作業時間は約6分19秒となります。年末年始や大型連休後などは車両が一時的に増える傾向があります。また、搬入作業が滞ると施設内外において車両の渋滞等が発生する可能性もあり、今後、搬入台数の平準化等について、検討する必要があります。

- ▶ 主に搬入車両が集中する傾向がある年末年始や連休の前後の収集日については、搬入車両の分散化を図るために受入れ体制を検討する。

## 7. 広域ごみ処理施設の施設規模

### ○ごみ焼却施設：219 t /日

通常処理の規模 : 191 t /日 (年間処理量51,286 t)

災害廃棄物処理の規模 : 28 t /日 (「藤の木愛川断層地震」を被害想定)

### ○リサイクル施設：43.7 t /日

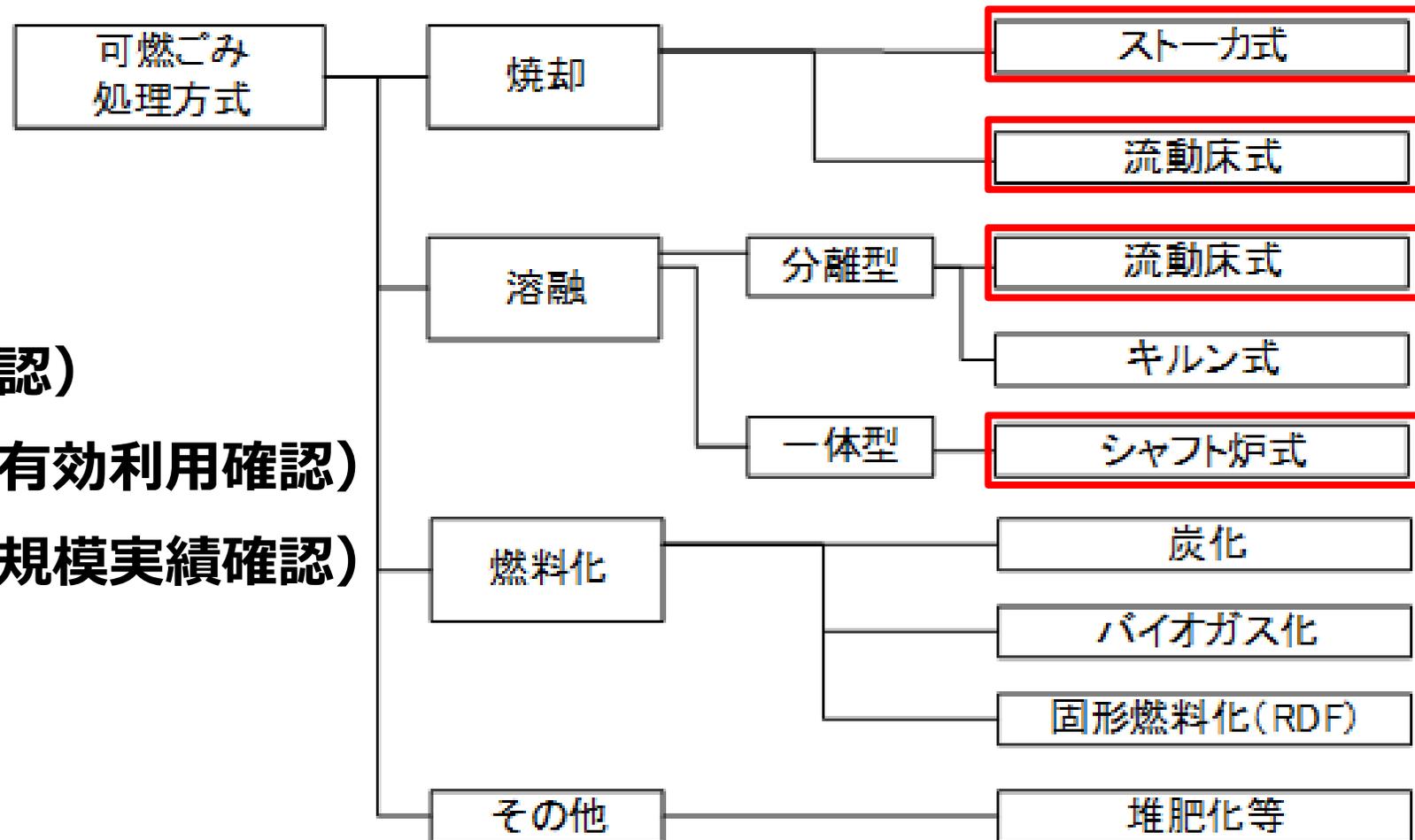
粗大ごみ処理施設の規模 : 26.7 t /日 (年間処理量5,026 t)

資源化施設の規模 : 17 t /日 (年間処理量3,691 t)

# 8. ごみ処理方式の抽出

## ○抽出条件

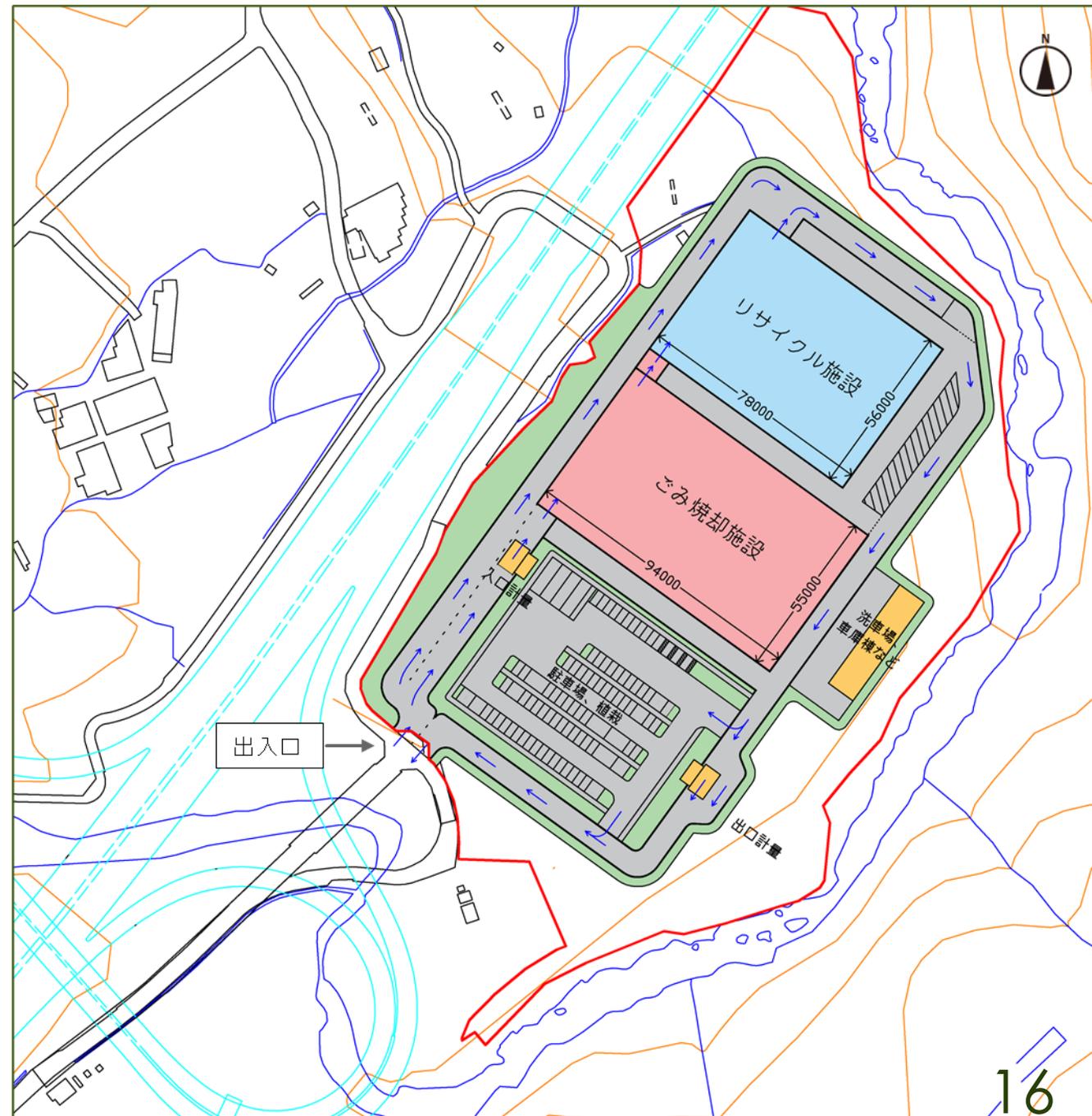
- ①処理方式の状況（実績確認）
- ②処理方式の資源化状況（有効利用確認）
- ③処理方式の処理状況（同規模実績確認）



# 9. 配置・動線計画

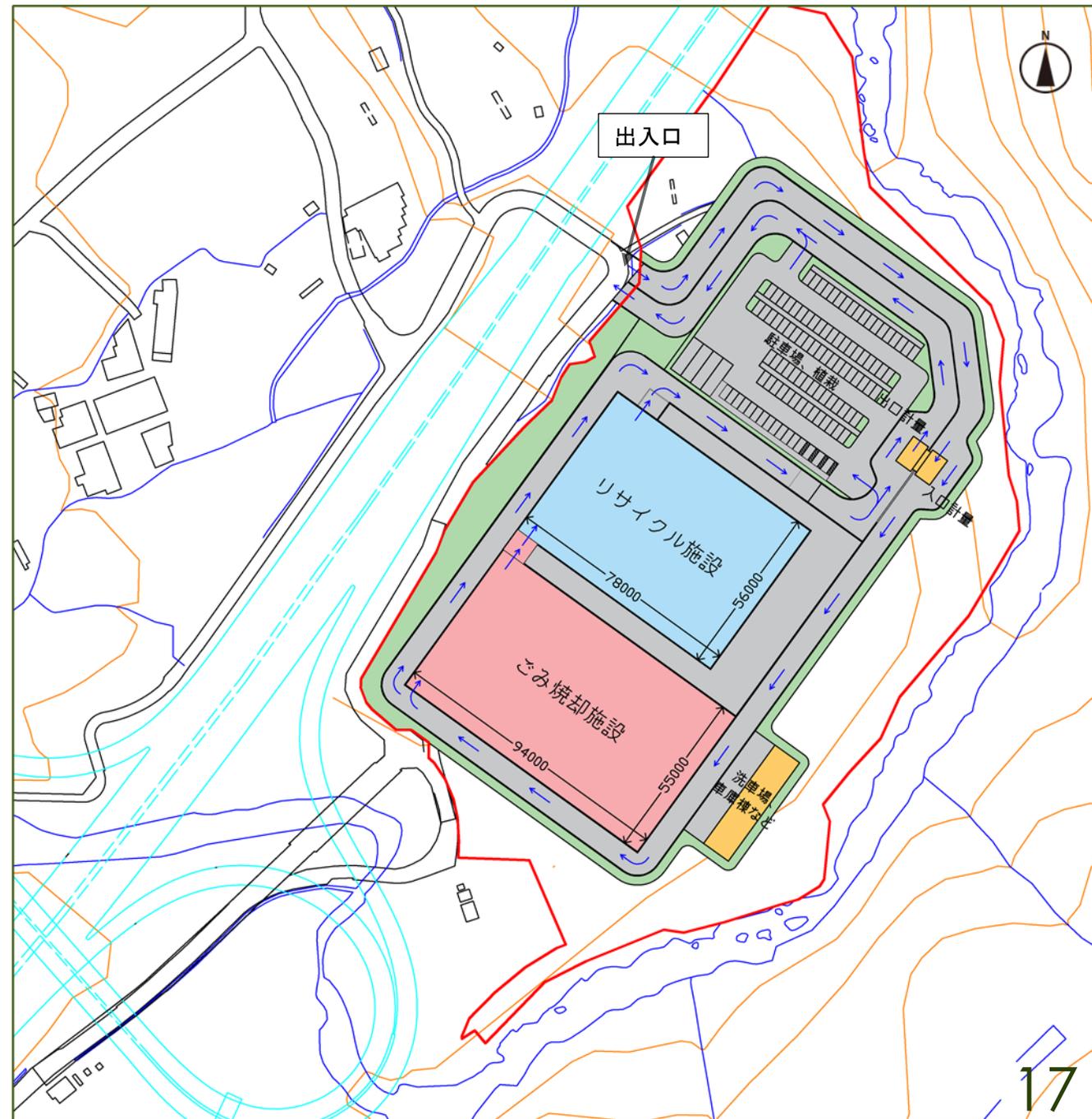
## ○配置動線案 1

- ・ ごみ焼却施設とリサイクル施設を別棟とし、用地北東側から並列に配置する。1棟ずつ更新が可能となる。
- ・ 用地内に高低差があることから、その活用を想定し、プラットフォーム側を地盤の高い西側に配置する。



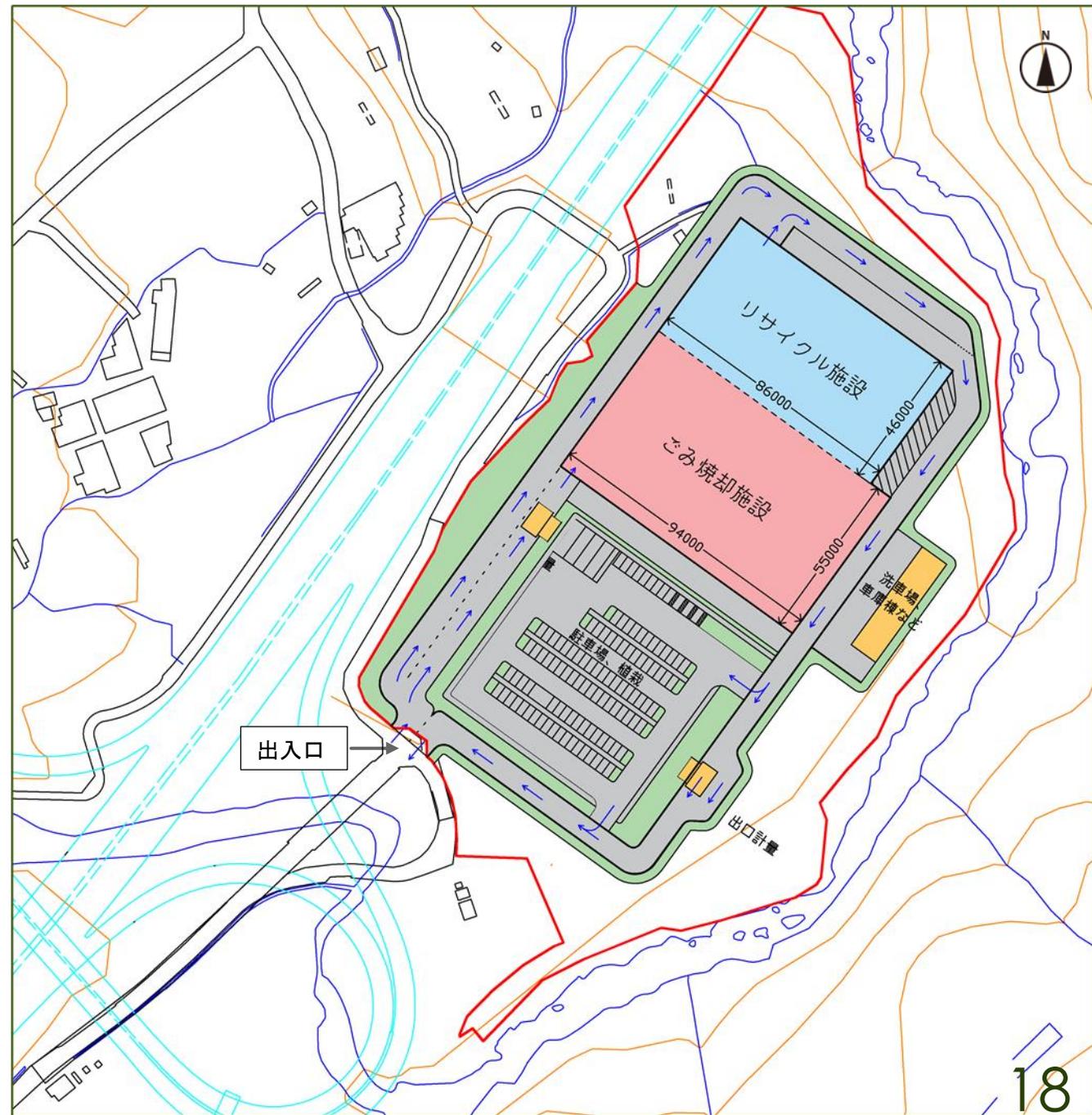
## ○配置動線案 2

- 用地内で最も高低差が大きい地盤が高い南側（南西側）にごみ焼却施設のラットホームを配置する。
- 南側（南西側）の整備した道路部分に用地への出入口をつくると動線を確保するのが難しくなるため、北西側に搬入出口を設ける配置とする。



### ○配置動線案 3

- ・ **ごみ焼却施設とリサイクル施設を合棟とした場合を想定した配置とする。**
- ・ **基本的な配置は配置動線案 1 と同様とする。**



# 10. 公害防止基準の設定

## ①大気（排ガス）

項目	法令等規制値	公害防止基準値（案）
ばいじん	0.04 g/Nm <sup>3</sup> 以下	0.02 g/Nm <sup>3</sup> 以下
硫黄酸化物	—	20 ppm以下
塩化水素	430 ppm以下	50 ppm以下
窒素酸化物	250 ppm以下	80 ppm以下
ダイオキシン類	0.1 ng-TEQ/Nm <sup>3</sup> 以下	0.05 ng-TEQ/Nm <sup>3</sup> 以下
一酸化炭素	100 ppm以下	30 ppm以下
水銀	30 μg/Nm <sup>3</sup> 以下	30μg/Nm <sup>3</sup> 以下
その他	燃焼室出口温度を900℃以上、 ガス滞留時間を2秒以上	燃焼室出口温度を900℃以上、 ガス滞留時間を2秒以上

## ②騒音・振動

項目		法令等規制値	公害防止基準値（案）
騒音	昼間	65デシベル	65デシベル
	朝・夕	60デシベル	60デシベル
	夜間	50デシベル	50デシベル
振動	昼間	65デシベル	65デシベル
	夜間	60デシベル	60デシベル

### ③悪臭・排水

項目		法令等規制値	公害防止基準値（案）
悪臭	敷地境界線上	臭気指数15 以下	臭気指数 13以下
	気体排出口	「悪臭防止法施行規則第6条の2に定める方法」により算出した数値	左記の数値以下
	排出水	「悪臭防止法施行規則第6条の3に定める方法」により算出した数値	左記の数値以下
水質	ごみピット・プラント排水等	<ul style="list-style-type: none"> <li>排水基準を定める省令別表第1、2</li> <li>山梨県条例別表第2</li> </ul>	無放流
	生活排水	浄化槽法施行規則第1条の2	浄化槽法施行規則第1条の2

# 11. 災害・事故対策

## ①災害対策

項目	対策（案）
火山	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 予定地は、富士山火山防災避難マップ（富士北麓版）より、融雪型火山泥流が到達する可能性の範囲内にあります。造成設計において泥流到達時の被害を最小とする地盤高を設定する等の対策を検討する。</li><li>・ 火山災害発生時には、プラント設備が緊急かつ安全に自動停止するシステムを導入する。</li><li>・ 電気、燃料、水及び薬品の供給停止に備え、常用・非常用発電機や各設備の復旧後の運転に必要な容量を確保する。</li></ul>
地震	<ul style="list-style-type: none"><li>・ エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル、建築基準法、消防法、労働安全衛生法、火力発電所の耐震設計指針等の関係法令に準拠し、十分な耐震設計基準を満たしたものとし、地震に強い設備とする。</li><li>・ 地震発生時には、プラント設備が緊急かつ安全に自動停止するシステムを導入する。</li><li>・ 電気、燃料、水及び薬品の供給停止に備え、常用・非常用発電機や各設備の復旧後の運転に必要な容量を確保する。</li></ul>

## ②事故対策

項目	発生防止対策（案）
火災	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 関係法令に準拠し、施設内の各所に火災報知機や消火栓を設け、火災発生時にも迅速な初期対応ができる設備とする。</li><li>・ ごみピット火災に対しては、火災検知器と放水銃による確実な初期消火ができるよう計画する。</li><li>・ 破碎機、圧縮機における火災に対しては、火災検知器や熱感知器及び散水等による消火散水ができるよう計画する。</li></ul>
爆発	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 計量棟、プラットホーム、ごみピットでの目視確認や展開検査、並びにカメラによる監視等を実施する。</li><li>・ 可燃性ガス発生する場所には、ガスが充満しないように排気装置を設置する。</li><li>・ 破碎機、圧縮機に危険物が投入された場合、可燃性ガスの濃度を薄める又は酸素濃度を低くする等の計画とする。</li></ul>

## 12. 概算事業費

項目	概算（税抜き）
建設費	約268億2,500万円
維持管理費	約9億円/年
合計 (運営期間20年間の場合)	約448億円

※建設費、維持管理費は働き方改革や労務単価上昇等により高騰している。現段階での事業費は不確定な要因を含む見込み額であることを前提とした概算額であり、建設費及び維持管理費ともに次年度以降に詳細な検討を行う中で、適宜見直す。

# 13. 事業スケジュール

令和5年4月時点

年 度		年 度												
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度		
施設整備計画・調査・建設工事等	<b>施設整備関連計画策定</b>													
	○施設整備基本構想(R4)													
	○循環型社会形成推進地域計画(R4)													
	○基本計画策定(R5)	■	■	■	■									
	○測量・試験調査(R5)													
○基本設計策定(R6)														
○PFI等導入可能性調査(R6)														
	<b>環境影響評価</b>		■	■	■	■	■	■						
	<b>工事発注支援(事業者選定)</b>						■	■	■	■				
	<b>プラント建設工事</b>									■	■	■	■	
	<b>供用開始</b>												○	
道工路事等	<b>都市計画決定・事業認定</b>						■	■	■	■				
	<b>道路拡幅・橋梁工事</b>	■	■	■	■	■	■	■	■					

■ は、環境省所管の循環型社会形成推進交付金を活用(一部単独費あり)

■ は、国交省所管の社会資本整備交付金を活用